

第三回國會 衆議院 法務委員會 會議錄 第三号

昭和二十三年十一月十一日(木曜日)

午後二時四十八分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 鎌治 良作君 理事 猪俣 浩三君

理事 八並 達雄君

花村 四郎君 松本 弘君

井伊 誠一君 石井 繁丸君

石川 金次郎君 榎原 千代君

森 三樹二君 中村 俊夫君

安田 幹太君

出席政府委員

法務調査意見長官 兼子 一君

委員外の出席者

最高裁判所事務官 小川 善吉君

法務廳事務官 菅野 啓藏君

専門員 村 敦三君

専門員 小本 貞一君

本日の會議に付した事件

國政調査承認要求に関する件

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第五号)

○高橋委員長 これより開会いたします。

この際おはかりいたします。すなわち弁護士法を改正する法律案を起草するため、國政調査の承認を議長に要求したいと存じます。要求書の案文を朗読いたします。

國政調査承認要求書

一、調査する事項 弁護士法に関する事項。

二、調査の目的 弁護士法を改正する

第一類第五号 法務委員會會議錄 第三号 昭和二十三年十一月十一日

る法律案起草のため。

三、調査の方法 關係方面よりの意見聴取、資料要求等。

四、調査の期間 本会期中。

右により國政に関する調査をした

いから、衆議院規則第九十四條により承認を求める。

昭和二十三年十一月十一日

法務委員長 高橋 英吉

衆議院議長松岡駒吉殿

右のごとくいたしましたので存じます

が、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○高橋委員長 御異議なしと認めま

す。よつてそのようにとりはからいま

す。

○高橋委員長 次に下級裁判所の設立

及び管轄区域に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出第五号)を議題

とし、審査を進めます。何か御意見が

ありますか。

○井伊委員 一、二お尋ねしたいと思

うのでありますが、今度の改正の中に

は名称の変更とか、あるいは場所の変

更によつて簡易裁判所に變化があるの

でありますか、前議會あるいはその前

の國會におきまして、選挙關係等によ

つてその位置がきまるといふような趣

意のものや何かで、諸願が幾多出てお

るのであります。それらの諸願に應じ

て今度のものはすべて考慮されてある

のかどうか。その点をひとつお尋ねい

たします。

○養子政府委員 ただいまお尋ねの点

につきまして、この前の國會で諸願が

採択になつた件では、水戸の土浦簡易

裁判所管轄区域の中でその点を考慮し

て変更の中に入れてござりますが、御

質問の趣旨はその管轄の変更の点だけ

でございますか。それとも新設といふ

ようなものも含めての御質問でござい

ますか。

○井伊委員 それは一口に言えば、請

願そのものはここに全部考慮されてあ

るだらうかということでありまして、

○養子政府委員 その点はこの管轄を

変更する際に十分研究し、また裁判所

と連絡いたしました上、必要な場合には

実地調査をいたしました上で決定いたした

ものでございまして、諸願の御趣旨

も十分参考にはいたしておるつもりで

ございまして。

○井伊委員 そうすると現在のところ

では、この改正によつて全部満足され

るようになつておるのでありましてし

ょうか。そういうふうに解してよろしいで

しょうか。つまりこれ以上改正する氣

持はないということでしょうか。

○養子政府委員 いろ／＼な交通機關

とか経済事情とかというふうな点も考

慮して、現段階におきましてはこれで

十分ではないかという考えでございま

すが、將來また事情の変更といふこと

は考慮に入れないと思ひます。

○井伊委員 小さいことのようにござ

いますが、一簡易裁判所は名称の変

更と見るべきか。要は一簡市が一簡市

になるに際して、漢字制限によつて關

という字が現行使用のものから言え

ば略字そのものになつたという關係

で、同じ言で文字だけ違ふといつたよ

うなものがあるに現れておるのであ

ります。道理の上から言えば、これは

これでいいと私は考えるのであります

が、そのような文字が違つてくるとい

うことによつて、實際はもうすでに開

かれておる一簡簡易裁判所において

は、さまざまの帳簿、あるいは印刷、

あるいは官判等もその字の關を使つて

おりますが、――あるいはそのとき

からでもすでに今の字を使つておるか

もわからないのであります。が、そ

うものがこの改正によつてまた正式に

書き改められ、つくり直され、あるい

は通達を直すといふようなことを実

はしなければならぬという結果になる

のじやないか。これは非常に簡単な、

何でもないのであるけれども、

も、實際その仕事をする面からい

と、非常に手数がかかつて、相當の費

用が費されるといふことを考えなけれ

ばならぬと思ひます。どうい

うことはどうしてもしなければならぬ

のであらうかといふことを、ひとつお

聞きしたい。それからもしこういう場

合に、こういう漢字が嚴重に使われる

といふような場合に、われ／＼が元の

むずかしい字の關といふ字を使つて、

一簡簡易裁判所と書いた場合には、そ

れはどうしても訂正せられるのであ

らうかといふことであります。そうで

なくては受付けないといふことになる

のでしょうか。そういうふうなことも

考えられるのであります。これは將

來にどういふことも起り得ると考える点

で、この具体的な問題も含めて、こ

う問題に対してはどういふお考えを

もつておられるか、伺つておきたい。

○養子政府委員 ただいまの御質問の

点は、法案の方で特に制限漢字の關係

から一關の關の字を改めたといふわけ

ではございせん。こういう点から申

しますれば、ほかに幾らもまだ制限

漢字に當る字がたゞさんあるのでござ

います。が、本件は行政管区としての一

關市といふものについて、その表示の

方法を市長の告示で改められたとい

う關係から、その字を用いたわけな

のであります。行政管区としての市

の名稱がこういうふうに変更したとい

う關係から、それに合してこの文字を

使つたわけなのであります。こちら

の方で管轄区域を定めるために、當用

漢字の關係から改めたといふわけでは

ないのであります。その点は御了承願

いたないのであります。

○井伊委員 御説明によりまして、そ

の趣意は私もわかつてゐるのでありま

す。一關市が一簡市になるに際して、

關といふ字を今の制限漢字にしたので

あるといふことはわかつてゐるのであ

ります。従ひまして、この一簡簡易裁

判所を一簡簡易裁判所とする、その御

趣意もわかつてゐるのであります。わ

かつておられますけれども、それにま

かからず、すでに充足してゐるところ

の一簡簡易裁判所の方では、さまざま

の手法をかけてやりかえなければなら

ないと思ひます。それであり

ないと思ひます。それであり

ないと思ひます。それであり

ないと思ひます。それであり

ないと思ひます。それであり

ないと思ひます。それであり

ないと思ひます。それであり

ないと思ひます。それであり

ないと思ひます。それであり

ないと思ひます。それであり

ないと思ひます。それであり

ないと思ひます。それであり

ないと思ひます。それであり

ないと思ひます。それであり

ないと思ひます。それであり

ないと思ひます。それであり

ないと思ひます。それであり

から加えたというのか、あるいは世論調査といいますが、公聴会といいますが、美濃郡全体の意向が、やはり神戸の方がいいというのであれば何もなないのですが、私その地方をよく知っております、地理的關係が頭にあるもので、今お尋ねするのです。

○管野説明員　ただいまお尋ねのこと

なつておりましたので、私直接神戸へまいりまして、美濃郡の方、明石の方、神戸の關係の方々にお集まりいたしだきまして、地理的的關係からいへばなるほど明石の方が近いけれども、交通の關係からいふと、今まで通り神戸の方が都合がいふ方が、住民の方

方々と弁護士会、その他一般のお客さんでありますので、従来通りかえないというところにいたしました次第であります。

○中村(俊)委員 念のために伺います。地元の方々というのはどういう等閑内になるのでしょうか。弁護士会がそういう答えをしたということは問題になりますか。

○菅野説明員 神戸では神戸の弁護会の会長に伺い、美濃郡では郡の役の關係、民生委員とか、そういうよな人民の代表の方です。

○中村俊委員 けつこうです。

○高橋委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕
○高橋委員長 速記をお願いします
法案についてはさらにあらためて
査を進めることとし、本日はこの程
にて散会いたします。明日は午前十
より開会いたします。
午後三時十八分散会